

日本音声言語医学会 研究助成費運用に関する規定

1. 助成の期間について

助成期間は助成開始年度の7月1日から翌年度6月30日までとする。

2. 助成金交付の条件

2-1. 実績報告等の義務

- (1) 助成開始の翌年もしくは翌々年に本学会学術講演会で演題発表をする。
- (2) 助成を受けた者は、助成期間終了時に助成研究実績報告書ならびに助成研究収支計算書を本学会事務局へ郵送する。
- (3) 助成を受けた者は、助成対象の研究実績を報告する際、論文、講演、新聞等に掲載があった場合は、その写し等を参考書類として提出する。助成期間終了後も論文掲載された場合は、実績報告として学会に報告する。
- (4) 助成を受けた者は、論文、講演、購入備品等には本助成制度の助成を受けている旨の表示をする。

2-2. 助成金の使途

- (1) 助成金の用途は、当該研究のための費用に限定する。間接費は原則として認めない。ただし、疑義が生じた際は本学会事務局に相談する。
- (2) 理由書を提出すれば助成研究期間終了後、助成金を1年間は繰り越すことができる。

2-3. 予定の変更

助成対象研究が予定期間内に完了しない、又は助成対象研究の遂行が困難（留学、病気等）となった場合は、速やかにその旨を学会事務局に報告し、理事会の指示を受ける。

3. 助成金の請求方法

- (1) 助成金の交付決定を受けた者は、助成金払請求書を、交付決定を受けてから1ヶ月以内に提出する。
- (2) 助成金の管理については助成金の交付決定をうけた者の所属機関に委託するなど、適切に行う。

4. 助成金交付決定の取消について

助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学会助成金審査委員会による調査および報告を受け、理事会の判断で助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金交付条件の義務不履行の場合
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (3) 助成金を他の用途に使用した場合
- (4) その他、取消対象に該当すると考えられる場合

5. 助成金の返還について

助成を受けた者は、以下に示す状況が生じたときは、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。返還方法については別途定めることとする。

- (1) 助成金交付決定の取消の決定を受けた場合
- (2) 助成研究実績報告書の提出がない場合
- (3) 助成金を他の用途に使用した場合

6. 補足

この研究助成費運用に関する規定に記載のないこと、その他不明なことについては、本学会事務局に確認をする。

7. 改訂

この規定の改訂は日本音声言語医学会理事会の決議によるものとする。

付 則

この規定は平成26年10月9日から施行する。